

旧	新
<p data-bbox="439 598 1270 682">ガス小売供給約款</p> <p data-bbox="593 1535 1092 1587">2022年3月1日実施</p> <p data-bbox="557 1724 1121 1797">京葉ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1724 598 2555 682">ガス小売供給約款</p> <p data-bbox="1878 1535 2377 1587">2024年2月1日実施</p> <p data-bbox="1843 1724 2407 1797">京葉ガス株式会社</p>

旧	新
(省略)	(省略)
II 使用の申し込み及び契約	II 使用の申し込み及び契約
<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) (1) のガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまは当社（導管部門）が定める工事約款（以下「工事約款」といいます。）に基づき、当社（導管部門）にガス工事を申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(4) 申し込みの受付場所は、当社の本社又は当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）といたします。</p>	<p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) (1) のガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまは当社（導管部門）が定める工事約款（以下「工事約款」といいます。）に基づき、当社（導管部門）にガス工事を申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。</p> <p>(4) 申し込みの受付場所は、当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）といたします。</p>
(省略)	(省略)
IV 料金等	IV 料金等
(省略)	(省略)
<p>25. 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社を作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>② 当社の営業所等</p> <p>(2) お客さまが料金を（1）に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p>	<p>25. 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社を作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>② 当社の営業所等</p> <p>(2) お客さまが料金を（1）に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(3) お客さまによる払込書の紛失等により、払込書の再発行又は当社が適当と判断した方法にてお支払いいただく場合（以下、払込情報の再発行といいます。）は、原則として、発行・送付等に係る事務手数料として330円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、払込情報の再発行直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p>
(省略)	(省略)
V 供給	V 供給
(省略)	(省略)

旧	新
<p>3.3. 供給停止の解除</p> <p>(1) 3.2の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 3.2(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合</p> <p>② 3.2(1)②の規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ 3.2(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から19時の間(休日は、9時から17時の間)に速やかに行います。</p> <p>(3) 3.2(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約(最終保障供給約款にもとづく契約を含みます。)を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(省略)</p> <p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、2022年3月1日から実施します。</p>	<p>3.3. 供給停止の解除</p> <p>(1) 3.2の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 3.2(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合</p> <p>② 3.2(1)②の規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ 3.2(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から19時の間(休日は、9時から17時の間)に速やかに行います。</p> <p>(3) 3.2(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約(最終保障供給約款にもとづく契約を含みます。)を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(4) 3.3(1)の規定により供給を再開した場合は、原則として、作業手数料として3,300円(税込)をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、供給の再開直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(省略)</p> <p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、2024年2月1日から実施します。</p>